○厚生労働省告示第二百六十八号

第 第八 百 厚 生年 九 + 十二号) 五. 条 金基金令 の 二 0 に 規 (昭 部を次 定 する 和 四四 \mathcal{O} 責 十一年政令第三百二十四号) ように 任 進 備 改 金に 正 相当す Ļ 平 ·成 十· Ź 額 七 \mathcal{O} 年十 算 附則第四 出 月 方 法 日 に 「 条 の カ 関 5 す 適 る 規定に基づき、 用 特 す 例 る。 平 成十 厚 生 年 厚 年 金保 生 省 険 法 示

平成十七年六月二十九日

六年 号の \mathcal{O} \mathcal{O} 平 匹 匹 第 五. 第十号 -成十七 改 五. [まで] 第二号 まで及 \mathcal{O} 五. 正 項 に 各号 法 0 第六号及び第十一 に 年 匹 改 0 び第十一 平 第 下に 成 め、 列 掲 九 及 九 び 記 条 げ 十七年十月 月三十日まで」に、 第十 る 同 以 \mathcal{O} 一、 号」 規 外 項第四号の四中 - 号の を「第二号の 定 第十二号及び \mathcal{O} を 部 に 号」 五. 分中 ょ 「第五 日 る改 イ を カ 「第百 に 一号の五 5 正 「第六号、 規定 基 改 第十四号」 前 法」 「第九号の四及び第十号の 金 め、 六十二条の三第一 \mathcal{O} 法 まで、 が \mathcal{O} 例 解 を 同 第六号の二及び第 散 に に 項 「平成十六 第 ょ 改 を加え、 第十一号、 L た ŋ 五号 \Diamond 計 日 までの 算 か 同 年改 項」 5 ĺ 「厚生年金基金 項 第五 た 第十三号及び第十五号」 第 間 を Î 五 に 匹 に 法 号 号の三までの 十五号」に、 「第 第九 法第百 改 \mathcal{O} を 兀 め、 百 条 中 六 厚 六十五 + 同 \mathcal{O} 連合会」を「企業年 生 基 号 規定 一労 第五号の 規 条 \mathcal{O} 金 働 第十 定中 第 条 次 に が 大 による改一 第三 (C 臣 解 に改 字 五. 項」 次 散 法 項 イ、 \mathcal{O} \mathcal{O} 尾 L に、 四 め、 正 た 辻 \mathcal{O} 号を. 規 第九 前 を 日 定 を 金 秀久 \mathcal{O} ま 平 号 第 法 第 に 加える。 で 連 第 合 ょ 成 九 五. \mathcal{O} を + 会 号 兀 号

翌月 当該 加 に応じ、 えた額を合算 か 基 . ら 金 それぞ 当 が 老 該 基 齢 れ 金 年 L -金給: た 次に定 が 解 額 散 付 め \mathcal{O} L る額 支給 た 日 に、 に 0) 꺞 関 同 する権 日 条 が 風するこ 第 匝 利 項 義 月 に 務 を承継 0) 規定す 前 月 ま Ź L で 年 た者に \mathcal{O} 金給 期 つい 間 付 等積立 に に応ず て、 次に 金 る利子に \mathcal{O} 移換、 撂 げ を受 る場 相 1当す 合 げ Ź た \mathcal{O} 月 区 額 分 を 0

イ 口 第二 厚 年 年 年 生労働 · 金 金 金 令 令 · 第 五 号 給 第五 給 保 険 \mathcal{O} 付 付 十二条 規 十二条 省告 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 支給に 支給 第 定 百 示 \mathcal{O} 第 六 例 \mathcal{O} に \mathcal{O} 関 関 + 五. 五 に 五 す ょ す \mathcal{O} \mathcal{O} 条第 兀 る権 兀 り る権 計 第 号。 第二号に掲げ 兀 利 算 利 号に掲げる場合 義務 第十 義務 項 L E た - 号の (を承) 規定 を承 額を合算 継し 五. す 継し る場合 る年 口 に た た者につい L 者につい 金給付 お た 額 7 法第百六十五条第三項 法第百六十五条第三項 7 · 等 積 *(*) 「平成 て、 て、 <u>\frac{\frac{1}{3}}{1}</u> 十七七 それぞ 金 それぞれ平 \mathcal{O} 年 額 告示」 \mathcal{O} れ 解 計 算 散 の規定により 成 の規定により とい 十六年 方 基 法 金 う。 加 平 告 入 員 成 示 基 基 + に 第 \mathcal{O} 金が 金が 規定 係 七 号 る 年 老 に 厚 老 及 ょ 生 齢 び 月 齢

る改 第 正 前 項 () __ 第 六 を加 号 中 え、 っに 係 同 る 号 \mathcal{O} 次に \mathcal{O} 下 次 に \mathcal{O} 「法 号を加 第 百 六 える。 + 条 第 項 又 は 平 成 + 六 年 改 正 法 第 九 条 \mathcal{O} 規 定 に

ょ

n

計

算

L

た

六 の 二 法 律第 五. 平成十七 十号) 第百十条 年 $\dot{+}$ 月 か 二 日 か 第三項 5 連 合会が 0 規 定 解 に 散 ょ L り、 た 日 ま 確 定 で 給 0 付 間 企 12 業 確 年 定 金 給 に 付 同 企 業年 条 第 金 項 法 \mathcal{O} (平成 権 利 十三 義 務 年

十七 定に 移転 る利子に相当する額を加 た ょ 日 年 た基 り 0 読 翌 月厚: 金 日 み替えて適 生 \mathcal{O} が 労 加 属 入員 する 働 省 月 告 及 用する び えた額を合算 か 示 5 加 第 当 厚 入 該連 員で 生 年 合会 あ 号) 金保険法第百六十 った者に係 が \mathcal{O} 規定 解散 額 に L ょ る た 確. り 日 計 定給 \mathcal{O} 条 第 翌. 算 L 付 日 た 企業 が 項 属 額 す に、 \mathcal{O} 年 金法 る月 現 当 価 第 該 相 \mathcal{O} 前 基 当 百 1十条 金 額 月 ま が \mathcal{O} 計 の 二 権 で 算 \mathcal{O} 利 第六 方 期 義 間 務 法 項 に を 平 移 0) 応 成 規 ず 転

L

た

解散 ょ に る改改 法 ょ 号を同 第 り L た 解 項 第 正 を 日 散 項第十五号とし、 前 「平成十六 まで」 基 八 \mathcal{O} 法 号 金 加 \mathcal{O} に、 を 入 兀 年 員 中 改正: 平 とみ 「第二号に 成 解 法第九 + な 同 散 さされ 項第十号の 七 基 年 金 条 撂 九 た者を含む。 加 入員」 げ 月三十 の規定による改 る 兀 を \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 次に次 まで」 下 「第二号 に _ に、 正前 を加 \mathcal{O} 五. Ō 確 一号を加 定給: 規 0 え、 法 法 定 同 付 \mathcal{O} える。 を に 項 企 例 第十 改め、 業年 12 平 ょ 成 ŋ 号 金 計 十六 か 法 同 第 算 項第十号の 5 年 第 百 L た 改 + + 亭 条 正 に 法 *O*) \mathcal{O} 三ま 第 改 几 九 中 第 \Diamond 条 で 六 「連 項 0) 同 \mathcal{O} 規 合 規 \mathcal{O} 項 第 規 定 定 が に 定 中

+ 応じ、 当する額 けた月 \mathcal{O} 基 五 金 それ 0 が 平 を加 翌月 成 老 んぞれ 十七. 齢 えたた カ 年 次に定り 5 年 金 当該 + 額を合算 給 月 付 連 8) \mathcal{O} 合会 る額 支給 日 か に、 た が 5 12 額 解 関 連 合会が 散 当 す 該 る権 L 基 た 日 金 解散 利 が 0 義 翌. 同 務 L た 日 条 を 第四 が 承 日 ま 継 属する月の前 項に で L た \mathcal{O} 規定する年金給 者 間 に法 に 0 第百六 月までの ****\ て、 + 次 五 期 付 に 間 等 条第 掲 12 げ 積 応ず <u>\f</u> る 場 項 金 る利用 合 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 移 \mathcal{O} 子 定 換 区 に 12 を 分 ょ 相 に

1 第 年 金 令 号 給 第 \mathcal{O} 付 五. 十二条 の支給 規 定 \mathcal{O} 例 に関 \mathcal{O} に 五. す \mathcal{O} る権 兀 計 第 算 利 号に 義務 た を承 掲 額 を合 げ る場合 継した者について、 算 L た 法 額 第 百六十五条第三 それぞれ平成 項 \mathcal{O} 十六 規 定 年 に 告 ょ 示 ŋ 第 基 金 号 が 老 齢 び

ょ

ŋ

L

- 口 n 年 計 金 令 給 第 算 付 L 五 た 十二条 0 支給 に関 \mathcal{O} 五. す \mathcal{O} る権 兀 第二号に 利 義務 を承 掲 げ る場合 継した者について、 法第一 百 六十五条第三項 それぞれ平成 \mathcal{O} 規 十七 定に 年 告 ょ 示 ŋ 基 \mathcal{O} 規 金 定 が 老 に ょ 齢
- 十 ぞ た月 る 額 ŋ 額を加 基 に れ 限 当 金 平 の翌月 が 該 成 る 年 え 基 + た から 以下 金た 七 金 額 年 が にる給付す を 当 ځ 移 + 合算 「該基· 0 月 換を受け 号 . 及び 金 カン L 日 た が 5 か 第 た 額 5 解 散 + 年 時 基 兀 金給 金たる給 金 し た 号 が ま 付等 解 日 散 で \mathcal{O} 캪 に 積 付 L た日、 \mathcal{O} 日 お 立 支 が 金 1 給 て 同 ま 属する月 (法 に で 関 Ü 第百三十二条第二項 \mathcal{O} する 間 0 に法 権 前 0 月まで 第 額 利 に、 義 百 務 兀 当 該 を承 + \mathcal{O} 应 期 間 基 継 条 12 の 二 に 金 規 L に応ずる 定する が た者につい 一第 権 Ź 三項 利 利 額に 義 子 務 \mathcal{O} に を承 て、 規 相 相 当 定 す それ 継 に Ź ょ
- ぞれ 当 り 該 基 当 基 亚 金 該 が 成 金 基 年 が +金 七 解 金 散 た 年 が る給付 移 + L た 換 月 日 L た \mathcal{O} 及 日 꾟 年 び か <u>.</u> 日 5 が 給 時 基 金た 属 付 金 等 す が る る 積 解 月 給 <u>寸</u> 散 金 \mathcal{O} 付 L た日 前 \mathcal{O} \mathcal{O} 支 月 額 給に に、 ま ま で で 関 当 \mathcal{O} \mathcal{O} 該 間 期 す 間 基 Ź に に 権 法 金 が 第 利 応ずる利 権 義 百 利 務 匹 義 を + 移 子 務 匝 を に 転 条 か 二 相 移 L た者 当す 転し 第 に る た 三項 額 月 つ \mathcal{O} を \mathcal{O} 加 て、 規 月 え 定 そ た か に れ 6 額 ょ

を合算した額

を受け 額 ら当該基金が解散 基 を合算 金 平成十七年十月一日から基金が解散した日までの間に法第百四十四条の三第三項の規定 が た年金給付等積 老齢 ĺ た 年 金給 L た 付 日 <u>\f}</u> \mathcal{O} 支給 金の の翌日が属する月 額に、 に 、 関 す 当該基· る 権 利 義務 金が の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加 · 当該. を 承 年金給付等積 継 L た 者につ <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> 7 て、 金 \mathcal{O} そ 移換を受け れぞれが . 当 た 該 月 基 0 金 翌 が えた によ 月 移 カン 換

十 匝 ŋ L 金 L た年金: た額 が 基金が老齢年金給付 解 平 散 成十七年 給 L た 付 等 日 積立金 + \mathcal{O} 翌. 月一 日 が の支給に関する権利義務を移転 \mathcal{O} 日 額に、 カ 属 がする 5 基金が 月 当該基金が当該年 \mathcal{O} 解散 前 月 ま L た日、 で 0 までの 期 間 · 金 給 に 間 応ずる利子に 付等 した者について、 に法第百四 積立金を移換 十四四 相当する額 条 それぞれ当該基 L た 月 の三第三項 を加 \mathcal{O} 翌月 え た か \mathcal{O} 額 規定 ら当 金が を合 移 に 該 算 基 換 ょ

三号 平成十三年法律第五十号)」 年九月三十 基 金 第二 Ď 間 四まで、 項中 \mathcal{O} 権 H 利 「第十一 以 義 第五 前 務 0 0 基金間 移転 号 号から第五号 を 以 \mathcal{O} 下 を削 第十五号」 権利義務の移転及び承継 「合併等」 り、 0 兀 まで及び第十一号」 第七項中 に改め、 とい う。 「第十 第五 _ 項中 · 項 」 をい を う。 とあるの を「第十一 「合併若しくは 「合併等 以下同じ。 は (合併 項」 \neg)」に改め、 若 分割 に改め、 第三号の二、 しくは分 又は法令の 第八 割 項中 第六 第三号の三、 又 は 規定に 項中 平成 カ ら第 よる 七

第五 第十 第 か か 5 に、 に 5 を を 五. 号 改 第 号 第 号 とあ *(*) 同 め、 八 号 カコ \mathcal{O} 五. カ 第 匹、 号 項 5 5 を 第 第七 第十 の 三 及 五. 第 る 0 び 号 兀 第 九 \mathcal{O} 第十二 号 及 第 項 号 号 五. ま は \mathcal{O} 兀 中 で 号 \mathcal{O} び 五. \mathcal{O} \mathcal{O} 第 匹 号 五. まで及 及 第五号の二か 兀 \mathcal{O} 兀 の三 び 号 五. 平 九号 まで」 中 成 第十一号」 に 平 に、 *の* 三 に び + 改 第十 に、 を . 成 改 七 め、 + 年 め、 「及び を 5 第二号 七 兀 \neg \neg 号」 を削り、 年 同 月 七 に、 匝 第 項 第三号の三、 第八号の三」 から」 を第 を 号の 月 日 九号 「第九号 以 「第五 十二項 匹、 \bigcirc 後」 及 「 及 び 匹 とあ び 号の 第 を 「あ 第 とし、 を を \mathcal{O} る 八号の三、 第五号の三」 平 五ま った 五 匹 \mathcal{O} $\overline{}$ カ 成 号 ま は 第十 . 月 で 第九 十七 の二及 ら第八 「第二 を に、 第 号 項 \mathcal{O} 年 を 号の 号、 Oび第五 兀 八号の \mathcal{O} 下 「第 次 匹 月 12 $\overline{\ }$ 第 (C 第三号の二から」と、 兀 九 に改 まで」 号の 五 匹、 次 か 日 第三号の 号の三」 の 一 号 <u>ら</u> 以 四 め、 第 \mathcal{O} 後 に、 を加 項 兀 平 九 に、 を削 を加 匹、 成 号の三、 及 平平 十七七 え、 び 「 及 び 第 第五 り、 え る。 第十 年 成 + +第 第 第 号 第 + 号」 が 三 月 九 九 七 九 年 号 号 号 第 項 項 中 + を \mathcal{O} 0 日 \mathcal{O} 五. に 月 前 兀 兀 号

げ 5 五. 12 第 뭉 る 限 平 成 額と る。 九 か 뭉 + 5 第 み \mathcal{O} な 年 が 兀 五. 号 ま 解 + L で て、 0 散 月 五. L とあ ーまで」 た場 日 同 以 項 る 合 \mathcal{O} 後 とあ 規定 に合意 0 に は お る を 併 1 第七 適 等 \mathcal{O} 7 は 用する。 は が 号の あ \neg 第 0 兀 第三号 五. た この 基金 項 第 \mathcal{O} 八 0) 場 規 (平成-号 四、 合に 定 に \mathcal{O} 第五 十七七 匹、 お ょ n 1 第 号 て、 最 年 \mathcal{O} + 九 後 号 四、 同 12 月 項 算 \mathcal{O} 匹 第五号 中 定 日 以 L と、 か た 後 0 5 額 に 第三 合併 五. を 同 項 第 と、 号 等 第二号中 項 が \mathcal{O} 匹 第 あ 第七号 ま 0 号 で、 た 平 に 基 . 成 か 第 金 撂

11

及び は に 七 定する合併等があっ 十 一 年四 規定する合併等が 「第五 同 年十月から」とあり、 月一 項第十五号中 項に規定する合併等が 日」とあ り、 あった日」 た月から」 平 同 成十七年四月一 及び 項第十一 と、 と、 あ 同項第三号の 0 号から第十四号までの規定中 た 同項第七 同項第五 日 日 \mathcal{O} 前 号の 号の とあるのは 匹 日 中 が 兀 兀 属する月の 「平成十七 中 一 及 び 平 第八 「第五項に規定する合併等が 成 翌月」 十 号の 年 应 七 兀 年四 月 「平成十七 と 中 か . ら _ 月一 平 同 日 項第. とあるの 成十 年十月一 とあ 九号の 七年 应 る は 日 四中 月 一 0 あった日」と は 第 とあ とあ 五. 「平成十 第 項 り、 る E 五 規 項

する。